

○環境省令第 号

環境省設置法（平成十一年法律第一百号）及び環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）を  
実施するため、環境省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年 月 日

環境大臣 小泉進次郎

環境省組織規則の一部を改正する省令

環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる  
規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重  
傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものよ  
うに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ  
を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを  
新たに追加する。

改 正 後	<p>(脱炭素社会移行推進室、脱炭素化イノベーション研究調査室及び気候変動適応室)</p> <p>第八条 総務課に、脱炭素社会移行推進室、脱炭素化イノベーション研究調査室及び気候変動適応室を置く。</p> <p>2 脱炭素社会移行推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 三 (略)</p> <p>3 脱炭素社会移行推進室に、室長を置く。 4 5 7 (略)</p> <p>(地球温暖化対策事業室、脱炭素ビジネス推進室、市場メカニズム室及びフロン対策室並びに事業監理官)</p> <p>第九条 地球温暖化対策課に、地球温暖化対策事業室、脱炭素ビジネス推進室、市場メカニズム室及びフロン対策室並びに事業監理官一人を置く。</p> <p>2 地球温暖化対策事業室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 地球温暖化対策課の所掌事務に係る事業の実施に関すること (温室効果ガスの排出の抑制等のための施策及び活動の普及及び啓発に関するもの並びに脱炭素ビジネス推進室、市場メカニズム室及びフロン対策室の所掌に属するものを除く。)</p>
改 正 前	<p>(低炭素社会推進室、脱炭素化イノベーション研究調査室及び気候変動適応室)</p> <p>第八条 総務課に、低炭素社会推進室、脱炭素化イノベーション研究調査室及び気候変動適応室を置く。</p> <p>2 低炭素社会推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 三 (略)</p> <p>3 低炭素社会推進室に、室長を置く。 4 5 7 (略)</p> <p>(地球温暖化対策事業室、市場メカニズム室及びフロン対策室並びに事業監理官)</p> <p>第九条 地球温暖化対策課に、地球温暖化対策事業室、市場メカニズム室及びフロン対策室並びに事業監理官一人を置く。</p> <p>2 地球温暖化対策事業室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 地球温暖化対策課の所掌事務に係る事業の実施に関すること (温室効果ガスの排出の抑制等のための施策及び活動の普及及び啓発に関するもの並びに市場メカニズム室及びフロン対策室の所掌に属するものを除く。)</p>

<p>二 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 脱炭素ビジネス推進室は、事業者が講ずるその事業活動に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）に関する事務をつかさどる。</p> <p>5 脱炭素ビジネス推進室に、室長を置く。</p> <p>6 市場メカニズム室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、地球温暖化対策課の所掌事務に係る経済的措置に関する事務に関すること（環境基本法第二十条第一項に定めるところにより行うもののうち、脱炭素ビジネス推進室の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>7 5 10 (略)</p>	<p>二 (略)</p> <p>3 (略) (新設)</p> <p>4 (新設) 市場メカニズム室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、地球温暖化対策課の所掌事務に係る経済的措置に関する事務に関すること。</p> <p>5 5 8 (略)</p>
--	--

附 則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。